

050あんしんナンバー留守番電話機能に関する利用規約【現改比較表】 2023年6月28日現在

～2023年6月30日

2023年7月1日～

[エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社](#)（以下「当社」といいます。）は、050あんしんナンバー留守番電話機能に関する利用規約を定め、本規約を遵守することを条件として、050あんしんナンバー留守番電話機能に関する契約（以下「本契約」といいます。）を締結している契約者（以下「契約者」といいます。）に対し、050あんしんナンバー留守番電話機能を提供します。

第1条 （用語の定義）

用語	用語の意味
IP通信網サービス契約約款	当社のIP通信網サービス契約約款
第1種ドットフォン契約	IP通信網サービス契約約款に基づき締結された第1種ドットフォンサービスの提供を受けるための契約
(略)	(略)
050 あんしんナンバー転送等機能（以下「転送等機能」といいます。）	IP通信網サービス契約約款別冊(ドットフォンサービス)の料金表第1表第1の1-2-4に定める050 あんしんナンバー転送等機能
050 あんしんナンバー転送等機能2（以下「転送等機能2」といいます。）	IP通信網サービス契約約款別冊(ドットフォンサービス)第12条に定める050 あんしんナンバー転送等機能2
第2種契約	当社のIP通信網サービス契約約款に基づき締結された第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受けるための契約

第2条 （規約の範囲）

本規約は、契約者と当社との本機能に関する一切の關係に適用します。

2 本機能について本規約で定めのない事項は、IP通信網サービス契約約款が適用されるものとします。

[株式会社NTTドコモ](#)（以下「当社」といいます。）は、050あんしんナンバー留守番電話機能に関する利用規約を定め、本規約を遵守することを条件として、050あんしんナンバー留守番電話機能に関する契約（以下「本契約」といいます。）を締結している契約者（以下「契約者」といいます。）に対し、050あんしんナンバー留守番電話機能を提供します。

第1条 （用語の定義）

用語	用語の意味
IP通信網サービス契約約款	当社のIP通信網サービス契約約款 (OCN)
第1種ドットフォン契約	IP通信網サービス契約約款 (OCN) に基づき締結された第1種ドットフォンサービスの提供を受けるための契約
(略)	(略)
050 あんしんナンバー転送等機能（以下「転送等機能」といいます。）	IP通信網サービス契約約款 (OCN) 別冊(ドットフォンサービス)の料金表第1表第1の1-2-4に定める050 あんしんナンバー転送等機能
050 あんしんナンバー転送等機能2（以下「転送等機能2」といいます。）	IP通信網サービス契約約款 (OCN) 別冊(ドットフォンサービス)第12条に定める050 あんしんナンバー転送等機能2
第2種契約	当社のIP通信網サービス契約約款 (OCN) に基づき締結された第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受けるための契約

第2条 （規約の範囲）

本規約は、契約者と当社との本機能に関する一切の關係に適用します。

2 本機能について本規約で定めのない事項は、IP通信網サービス契約約款 [\(OCN\)](#) が適用されるものとします。

～2023年6月30日	2023年7月1日～
<p>第3条（契約の単位）</p> <p>当社は、IP通信網サービス契約約款に定める1の第1種ドットフォン契約に対して、タイプ1契約者は転送等機能、タイプ3契約者は転送等機能2の利用をする場合に限り、1の本機能を提供します。</p> <p>2 前項の規程にかかわらず、タイプ3契約者から新たな本契約の申込みがあった場合は、当社が指定する数までの本契約を締結します。</p> <p>第4条～第8条（略）</p> <p>第9条（権利義務の譲渡等）</p> <p>契約者は、本契約上の権利もしくは義務の全部又は一部を、第三者に譲渡もしくは貸与し又は担保に供してはならないものとします。但し、本契約に係る第1種ドットフォン契約の譲渡があった場合は、譲渡に限りそれを認めるものとします。その場合、本契約に基づく権利の譲渡の取り扱いについては、IP通信網サービス契約約款に定める第2種契約の場合に準ずるものとします。</p> <p>第10条～第13条（略）</p> <p>第14条（利用停止および利用解除）</p> <p>当社は、契約者が次にいずれかに該当するときは、本機能の利用停止および解除をすることがあります。</p> <p>(1) IP通信網サービス契約約款に定める請求事業者または特定請求事業者に対する債務について、支払い期日を経過してもなお支払わないとき</p> <p>(2) 当社の名誉若しくは信用を毀損したとき</p> <p>(3) 前2号のほか、この規約に反する行為であって、本機能又はIP通信網サービスに関する当社の業務遂行又は当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき</p> <p>(4) 当社に損害を与えたとき</p> <p>(5) その他、契約者として不適当なとき</p> <p>2 当社は、前項の規定により本機能を利用停止および利用解除するときは、あらかじめその理由、利用停止又は利用解除をする日、期間を契約者に通知します。ただし緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。</p>	<p>第3条（契約の単位）</p> <p>当社は、IP通信網サービス契約約款 (OCN) に定める1の第1種ドットフォン契約に対して、タイプ1契約者は転送等機能、タイプ3契約者は転送等機能2の利用をする場合に限り、1の本機能を提供します。</p> <p>2 前項の規程にかかわらず、タイプ3契約者から新たな本契約の申込みがあった場合は、当社が指定する数までの本契約を締結します。</p> <p>第4条～第8条（略）</p> <p>第9条（権利義務の譲渡等）</p> <p>契約者は、本契約上の権利もしくは義務の全部又は一部を、第三者に譲渡もしくは貸与し又は担保に供してはならないものとします。但し、本契約に係る第1種ドットフォン契約の譲渡があった場合は、譲渡に限りそれを認めるものとします。その場合、本契約に基づく権利の譲渡の取り扱いについては、IP通信網サービス契約約款 (OCN) に定める第2種契約の場合に準ずるものとします。</p> <p>第10条～第13条（略）</p> <p>第14条（利用停止および利用解除）</p> <p>当社は、契約者が次にいずれかに該当するときは、本機能の利用停止および解除をすることがあります。</p> <p>(1) IP通信網サービス契約約款 (OCN) に定める請求事業者または特定請求事業者に対する債務について、支払い期日を経過してもなお支払わないとき</p> <p>(2) 当社の名誉若しくは信用を毀損したとき</p> <p>(3) 前2号のほか、この規約に反する行為であって、本機能又はIP通信網サービスに関する当社の業務遂行又は当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき</p> <p>(4) 当社に損害を与えたとき</p> <p>(5) その他、契約者として不適当なとき</p> <p>2 当社は、前項の規定により本機能を利用停止および利用解除するときは、あらかじめその理由、利用停止又は利用解除をする日、期間を契約者に通知します。ただし緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。</p>

～2023年6月30日

2023年7月1日～

第15条～第16条（略）

第15条～第16条（略）

附則（令和5年6月15日 レパN第009600000741-01号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和5年7月1日から実施します。

（吸収合併に伴う取り扱いについて）

2 エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社（以下「レゾナント」といいます。）が次の表の左欄の規約（以下「旧規約」といいます。）の規定により締結し、令和5年5月15日付け吸収合併契約により当社に承継された契約の規定は、この改正規定実施の日において、次の表の右欄の規約（以下「新規約」といいます。）の規定によるものとします。

旧規約	新規約
<u>050 あんしんナンバー留守番電話機能に関する利用規約</u>	<u>050 あんしんナンバー留守番電話機能に関する利用規約</u>

3 旧規約によりレゾナントが締結した契約に係る内容については、当社に承継されたこの附則の2の表の右欄の規約に基づく契約において、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前に、レゾナントに対し旧規約の規定により行った手続きその他の行為は、新規約の規定に基づいて行ったものとみなします。